

兵内漁委指示第83号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年11月26日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近 藤 敬 三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。

(4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和7年1月1日から同年12月31日まで